

## 令和6年度第3回明石市国民健康保険運営協議会 会議録

|              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時          | 令和7年2月4日（火） 午後2時～午後3時00分                                                                                |
| 場 所          | 明石市民会館 第3・4会議室                                                                                          |
| 委 員<br>(敬称略) | (被保険者代表) 竹内委員、檜原委員、奥田委員<br>(保険医又は保険薬剤師代表) 三木委員、松村委員<br>(公益代表) 片山会長、安田委員、中嶋委員<br>(被用者保険等保険者代表) 新田委員、松島委員 |

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 局長あいさつ

### 4 委員の紹介

### 5 協議事項

#### 明石市国民健康保険条例の一部改正について

事務局から資料及び参考資料に基づき説明

#### <委員>

一部負担金の徴収猶予について、条例で定めていたものを取扱要領で定めようとするのはなぜか。

#### <事務局>

条例で1年と定めても良いが、認知症の方だけ1年に延ばすため、ケースバイケースでその時に応じた対応を柔軟に取れるように、条例では猶予期間の定めを削除したいと考えている。

#### <会長>

条例だと毎回議論し決めていかねばならず、手続きに負担もあるが、条例から外して要領で定めることで柔軟な対応ができるという事か。何か実際に影響はあるか。

#### 〈事務局〉

まだ実績がないが、例えば認知症の方が徴収猶予の申請に来られた場合、財産の有無の調査や後見人を選定する手続きを3か月で行うには不十分であるため、1年にしたいと考えている。

#### 〈会長〉

回復が見込まれ、将来的に徴収できそうな方が対象になるようだが、実際は難しいところがあるのではないか。

#### 〈事務局〉

なかなか難しいところはあると思う。資料1－2には特別な理由で生活が困難になったものの、今後、資力の回復が見込まれる場合と記載しているが、詳細を申し上げると、例えば療養期間が3か月以内、今の収入が生活保護の基準とほぼ同レベルであることなどの条件があり、申請に来られても結果的に生活保護になる場合がほとんどで、本市では受け付けた実績がない。

#### 〈会長〉

実際に相談があっても生活保護になることが多く、今回の改正は特段影響がないため、要領で定めたいということ。

他の件も含め、他に質問はあるか。

#### 〈委員〉

別紙資料の国民健康保険の財政について、仮に基金取崩額が令和7・8年度と同程度であるとした場合には、令和9年度には基金残高が3億円を割ってしまうことになる。令和9年度以降の収入計画はどのようなになっているか。

#### 〈事務局〉

収入計画について、今回3.2億円を保険料に引き上げ額としているが、令和7年度以降も例年どおりの収納率と見込んで計画を策定している。令和7年度に一度料率を上げ、令和8年度はその料率を据え置いて、令和9年度に統一の保険料率に合わせたいと考えている。令和10年度以降は、県が示す料率に毎年変更していけば赤字にならず収支均衡の財政運営ができると考えている。

#### 〈委員〉

保険料率を上げることで歳入を改善する計画だが、今後、収入を増やすことはなかなか難しいと思う。歳出は既に決まっているものなので、歳出を抑える方が易しいと思う。健保組合では歳出の削減をいろいろと考え、それにより収支を確保している。国民健康保険において、事務的経費が必要となるため難しい面もあるかと思うが、どうか。

#### 〈事務局〉

事務費等の必要経費はどうしてもかかってしまうが、一般会計からの繰入を行っているため、財政的な影響は少ない。国保の特別会計の歳出では医療費が最も大きいため、健康事業や医療費の抑制に努める必要がある。また、どれだけ交付金などの歳入を確保するかも重要である。

#### 〈委員〉

別紙の項目3のモデルケースの中で、どのケースの層が1番多いのか。最も多い層に最適な改善策をとるのが良いと思う。人数の少ない層に改善策をとっても効果が出にくい。

#### 〈事務局〉

モデルケースの最も層が多いところについて、国保では退職されて無職の人、年金収入のみの人が多く、1番多いのは(1)の所得なしで全体の約10%強、また(1)の所得なしから所得80万円までで全体の約25%が収まる状態である。次に多い層は(2)の単身・65歳未満で所得なしから所得80万円までの層が全体の約20%となっている。(1)と(2)の所得80万円までを合わせると、全体の約半分を占めている。なお、7割、5割、2割軽減と記載しているが、軽減部分は国や県の補填がある。

#### 〈会長〉

今回、保険料率を引き上げ、その2年後の令和9年度に県の標準保険料率に統一する計画だが、最も多い層で考えると、多くても1万円程度までの増額という見込みになる。

#### 〈委員〉

所得について、400万円までしか記載されていないが、それ以上の世帯ではどうなるのか。

＜事務局＞

例えば4人世帯の場合、例えば800～900万円程の所得になると、賦課限度額の106万円、今回の改正後では109万円に到達することになる。それ以上の所得額の場合は、例えば1,000万円でも2,000万円でもいずれも3万円の増額になる。

＜会長＞

承知した。

今回の料率改定の後、2年間はそのままの料率とし、令和9年度には標準保険料率への統一があるので、それに合わせて着地するという形になる。料率の改定と賦課限度額の改定の2つということで、だいたい形が見えてきたと思う。その他に意見はあるか。

＜委員＞

医療費の請求について、明石市独自でレセプトの査定等を実施しているか。

＜事務局＞

レセプトの点検を業者委託で実施している。毎月のレセプトに対して機械チェックを行い、傷病名に対して治療が正しいか、過度ではないかななどを点検している。また個人毎に複数月のレセプトに対して長期間でのチェックを行い、その治療が適正かどうかの審査なども目検で行っている。

＜委員＞

その審査の結果、いくらぐらいの効果が出ているのか。

＜事務局＞

再審査分、1度戻したレセプトも含めてではあるが、令和5年度では1億円程の効果が出ている。

＜会長＞

歳出削減については、他にも重複・多剤服薬への取り組みなどもあると思うが。

＜事務局＞

医療費の適正化として、ジェネリック医薬品の普及促進や、重複・多剤服薬者への通知や訪問指導、糖尿病性腎症重症化予防としてその予備軍の人への通知や保健指導を行っている。

#### <委員>

健康増進のための検診の推進なども、通常のチェック業務とあわせ、両輪の1つとして更に力を入れて取り組んでいただきたい。

保険料については、これまでは財政が豊かであり、他の政令指定都市や中核市と比べて負担が低くありがたいが、保険料率が上がることへの激変緩和措置などを考えていただけたらと思う。

#### <事務局>

おっしゃるとおり、県の保険料率に統一すると保険料が大きく変わる人もいる。今回の保険料の改定も激変緩和の1つとも考えているが、実際令和9年度にどの程度影響が出るのかを慎重に確認する必要があると考えている。

#### <会長>

健康促進事業について、どのような取り組みがあるかももう少し説明いただきたい。

#### <事務局>

本市の受診率は県下でもかなり低いいため特定健診の受診勧奨に力を入れているが、電話や勧奨通知の送付を行ってもなかなか受診率が上昇しない。県のサポートも得ながら今後も取り組んでいきたい。

また糖尿病性腎症重症化予防として、特定健診の受診結果から糖尿病予備軍と判定された人ついて、引き続きアプローチしている。

他にも人間ドックへの助成を先着700名で募集している。

なお、本日は出席していないが、保健事業はあかし保健所の保健予防課と連携して事業を行っている。次回の協議では保健予防課の職員も出席する予定であるので、健康事業についても議論いただきたい。

#### <委員>

別紙1ページの1番下、県が示す標準保険料率と明石市の保険料率の比較について、令和6年度は1番右の所得割が－1.15%、均等割が－8,433円、平等割が－4,354円となっている。つまり令和6年度は約12,700円にプラス所得割の差

分が県と比べて安くなっている。それが令和7年度は均等割と平等割が合わせて約4,200円で、その差は約8,500円に縮まっている。

所得割は市町によって率が異なるため金額としては出せないと思うが、明石市の所得割の平均はいくらになるのか。

#### 〈事務局〉

平均については資料の持ち合わせがなく申し訳ないが、別紙の1の令和7年度の保険料収入見込額48.6億円のうち、所得割は約28～29億円としている。

#### 〈会長〉

令和9年度の着地に向けて、今回の料率改定の幅として適正か否かということになる。

3のモデルケースを見てみると、所得が50万円や80万円とあるが、それぞれ保険料は5,000円前後、8,000円前後の上昇となっており、妥当かと考える。

県の標準保険料率に向けて、令和7年度に料率を近づけていき、令和9年度には県の標準保険料率は今よりも上がったりずれたりしている可能性もあって、その分保険料も増減させていくというイメージになる。それも含めて今回の保険料を改定していくことになり、3年間であわせていくことになる。

#### 〈委員〉

資料1-2の2賦課限度額について、限度額が最高で3万円上がるとのことだが、市では影響のある人数や割合など把握しているか。

#### 〈事務局〉

基礎賦課額分を現行の65万から66万円へ、後期高齢者支援分を24万から26万とした場合、約600世帯に影響があり、約1,800万円の増額の見込みである。

#### 〈会長〉

収入の高い世帯の賦課限度額を上げて、約1,800万円を負担していただくことで、全体としては保険料率の上昇を少しでも少なくするという仕組みとなっている。

#### 〈委員〉

同じ所得であっても、明石市では賦課限度額内だが他市町では限度額超過ということもあるという認識でよいか。

〈事務局〉

委員のお見込みのとおり。各市町で設定している料率によっては賦課限度額に達する所得も異なる。

〈会長〉

県の保険料率に統一された場合、今すでに県より高い市町は安くなるのか。

〈事務局〉

その時の所得や人口、医療費などの状況により一概には言えないが、そういう場合もあり得る。

しかし今後医療費もどんどん上がっていき、料率も上がっていくなかで、各市町は統一を見据え計画的に運営していくことになると思うが、各市町が実際にどのような動きになるかは現時点で不明である。

〈会長〉

他に意見はあるか。

特にないようであれば、明石市国民健康条例の一部改正について諮ることとしたいと思う。

では協議事項について、今回の提案通りとすることにご異議はないか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

よろしいか。それでは異議なしと認め、今回の提案通りに改正することとする。

6 閉会